

新潟市教職員職場復帰支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神性疾患を原因として休職又は休暇により療養している教職員の職場復帰に対する不安の軽減及び円滑な職場復帰と再発防止を図るための職場復帰支援プログラム（以下、「支援プログラム」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる教職員)

第2条 支援プログラムの対象となる教職員は、精神性疾患により休職中の教職員で、実施を希望する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、療養休暇者（病気休暇者を含む）を対象者とすることができる。

2 対象者は、主治医の了承の下に、支援プログラムを行うことが適当であると判断された者とする。

3 この要綱における「教職員」とは、新潟市立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する者で、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

(実施時期の決定)

第3条 実施時期は、校長（園長を含む。以下同じ）が対象者と協議し、定めるものとする。

(実施期間及び内容)

第4条 実施期間は原則として最短2週間、最長3週間とする。

2 実施期間及び実施内容は、対象者の病気の回復状況等を考慮し、校長が定める。

3 前項による実施期間及び実施内容は、対象者の実施中の状況に応じて変更することができる。

(手続き)

第5条 対象者は、主治医の診断書を添えて校長に申し出るものとする。

2 校長は、必要書類を整えて教育委員会に申請し、教育委員会がこれを承認する。

(支援プログラムの実施)

第6条 校長は、対象者の実施状況の把握に努め、対象者、主治医及び必要に応じその家族等と密に連絡を取るものとする。

2 校長は、支援プログラムが円滑に行われるよう所属職員の協力を得て、良好な職場環境づくりに努めるものとする。

3 対象者は、支援プログラムの趣旨を十分理解し、その目的が達成できるよう努めるものとする。

(支援プログラムの中止)

第7条 校長は、次の各号に該当するときは、支援プログラムを中止することができる。

- (1) 実施状況等を主治医に報告した結果、主治医の指示がある場合
- (2) 学校運営に支障をきたすおそれのある場合

(支援プログラムの終了等)

第8条 校長は、支援プログラムを終了又は中止したときは、職場復帰支援プログラム実施報告書及び職場復帰支援プログラム日誌等の実施経過が分かるものにより、主治医及び教育委員会へ報告するものとする。

(支援プログラム実施中の災害補償)

第9条 支援プログラムの実施中の事故については、対象者は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

2 実施中に発生した事故の補償については、教育委員会が普通傷害保険に加入することにより行うものとする。

(支援プログラムへの支援)

第10条 教育委員会は、学校園及び対象者に対し、支援プログラムの実施に当たって必要な支援を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。